



鳥取県公報

平成 29 年 2 月 7 日 (火)
第 8 8 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (74) (福祉監査指導課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (75) (通商物流課) 2
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (2) 2
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の変更 (3) 2
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (4) 3
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託 (2) (文化財課) 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) 4

告 示

鳥取県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
木村内科医院	米子市天神町二丁目35	平成28年12月31日

鳥取県告示第75号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	調 査 審 議 す る 事 項	設 置 期 間	庶 務 担 当 機 関
平成28年度鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンター設置運営業務審査委員会	平成29年度鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンター運営事業の受託者の選定に関する事項	平成29年2月7日か ら同年3月31日まで	通商物流課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町380
鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川1338
鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木277-1
鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府34-7
鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木2542-1
鳥取市気高町コミュニティセンター	鳥取市気高町浜村11-1
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町官方149-1
鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所355
鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野342

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会

等を開催することができる施設の名称及び所在地の変更の報告があったので、次のとおり告示する。

平成29年 2 月 7 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

変更前		変更後	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
浪花団地集会所	鳥取市福部町海士 338	浪花団地集会所	鳥取市福部町海士 338-1
鳥取市福部町多目的研修集会施設	鳥取市福部町湯山 61-1	鳥取市福部町多目的研修集会施設	鳥取市福部町湯山 57-1
鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川 1338	鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川 1341
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター多目的ホール	鳥取市気高町浜村 233-2	鳥取市気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市気高町浜村 233-2
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター研修室	鳥取市気高町浜村 233-2		
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンターアリーナ	鳥取市青谷町露谷 50	鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター	鳥取市青谷町露谷 50
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンタートレーニング室	鳥取市青谷町露谷 50		

鳥取県選挙管理委員会告示第 4 号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成29年 2 月 7 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市気高町体育館	鳥取市気高町浜村11- 1
鳥取市気高町今市集会所	鳥取市鹿野町今市1039- 7

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 2 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 2 月 7 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

1 委託の相手

岡山県立博物館振興会

2 委託期間

平成29年 1 月 19 日から同年 2 月 26 日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成29年3月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年2月7日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び予定数量
 - A重油（JIS1種2号 硫黄分1.0パーセント以下） 700キロリットル
- (2) 調達物品の仕様
 - 入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入1回当たりの数量

原則として14キロリットル

(5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(6) 契約金額

ア 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した(1)に掲げる物品の1キロリットル当たりの単価を入札書に記載すること。

イ 入札者が入札書に記載した単価（以下「入札価格」という。）を契約金額とする単価契約を締結する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が油脂・燃料類の石油であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年2月14日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に連絡すること。

(3) 平成29年2月7日(火)から同年3月24日(金)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を、指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271(内線2210)

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

平成29年2月7日(火)から同年3月1日(水)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年3月24日（金）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第6会議室（本館2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成29年3月1日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合があるので、契約保証金の免除を希望する落札者は落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書を4の(1)の場所に提出すること。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成29年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 700kL

(2) Delivery period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2018

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 1
March, 2017

(5) Date and time for the submission of tenders : 2:00 PM 24 March, 2017

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 AM 24 March, 2017

(6) Please contact for notice : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori
Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL : 0857-26-2271 ex. 2210